

県議選安芸高田市選挙区選挙長告示第二号

令和二年四月十二日執行の広島県議会議員安芸高田市選挙区補欠選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和二年四月三日

広島県議会議員補欠選挙安芸高田市選挙区選挙長 西 岡 保 典

- 一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、令和二年四月九日午後六時に広島県安芸高田市吉田町吉田七九一番地安芸高田市役所第二庁舎二階二二一会議室で行う。

- 二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、令和二年四月十三日午前八時五十分広島県安芸高田市吉田町吉田七六一番地安芸高田市民文化センター四階四〇二研修室で行う。